

(2) 日常生活用具関係

① 日常生活用具の購入

在宅の重度心身障がい者(児)に対し、障がいの種別と程度に応じて日常生活用具の購入費を給付することで日常生活の改善と便宜を図ります。

対象者	障害の区分と程度、年齢によって要件があります。詳しくは14・15ページをご参照ください。身体障害者手帳の交付を受けていない難病患者等の方々についても一部用具が給付対象となる場合があります。(詳しくは障害福祉課までお問合せください)
手続きに必要な書類等	(1) 日常生活用具購入費支給申請書(窓口に備え付けあり) (2) 世帯状況・収入等申告書兼調査同意書(窓口に備え付けあり) (3) 購入希望業者の見積書 (4) その他必要な書類(医師の意見書(所定の様式)等) ※購入用具によって異なりますのでお問い合わせください。 (5) 個人番号(マイナンバー)の提示が必要(詳細は最終ページをご参照ください)
受付場所	市役所障害福祉課 各支所 東部・西部保健福祉センター 各連絡所(今市除く)
注意事項	※購入前のみの事前申請受付となります。 ※各用具の基準上限額までが助成の対象となります。 (世帯の課税状況により助成対象額の1割の自己負担がある場合があります) ※65歳以上(特定疾病の方は40歳以上)の方は介護保険の対象となる場合があります。 ※耐用年数内における再支給は原則できません。

《お問い合わせ》 障害福祉課、長寿福祉課

【紙おむつの支給対象が拡大しました】

令和2年7月1日より、脳卒中など後天性の事由により、身体障害者手帳の交付を受け、紙おむつが必要となった方も購入費の助成を受けることができるようになりました。

※変更点

新たな対象者	①両上肢機能全廃1級かつ両下肢機能全廃1級 ②体幹機能障害(座位不能)1級 ※①または②で身体障害者手帳の交付を受けた方
支給月	1~12月(1月ずつでの申請が可能)
基準額	12,000円/月
注意事項	※購入前のみの事前申請受付となります。 ※初回の申請時のみ、「紙おむつ意見書」(医師が作成)が必要です。 ※65歳以上(特定疾患に該当する場合は40歳以上)の方は介護保険制度の「おむつ等介護用品購入費支給事業」(長寿福祉課)、「家族介護用品支給事業」(各地域包括支援センター)を優先的に利用いただきます。利用後、さらに紙おむつの助成が必要となる場合、日常生活用具給付事業の申請が必要です。

《お問い合わせ》 障害福祉課

【日常生活用具】 65歳以上(特定疾病40~64歳)は介護保険優先

(単位 円)

種類	障害及び程度	耐用年数	基準額
介護・訓練支援用具	①下肢又は体幹機能障害1、2級 ②難病患者等(※3)で寝たきりの状態にあり必要と認められるもの ※4	原則として3歳以上	8年 154,000
	①下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を要するものに限る) (18歳未満に限り1、2級) ②療育手帳A1、A2 ③難病患者等(※3)で寝たきりの状態にあり必要と認められるもの ※4	原則として3歳以上	5年 19,600
	①下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を要するものに限る) ②難病患者等(※3)で自力で排尿できないもので必要と認められるもの ※4	原則として学齢児以上	5年 67,000
	下肢又は体幹機能障害1、2級 (入浴に当たって、家族等他人の介助を要するものに限る)	原則として3歳以上	5年 82,400
	①下肢又は体幹機能障害1、2級 (下着交換に当たって、家族等他人の介助を要するものに限る) ②難病患者等(※3)で寝たきりの状態にあり必要と認められるもの ※4	原則として学齢児以上	5年 15,000
	①下肢又は体幹機能障害1、2級 ②難病患者等(※3)で下肢又は体幹機能に障がいがあり必要と認められるもの ※4	原則として3歳以上	4年 159,000
	下肢又は体幹機能障害1、2級	原則として3歳以上	5年 33,100
	①下肢又は体幹機能障害1、2級(児のみ) ②難病患者等(※3)で下肢又は体幹機能に障がいがあり必要と認められるもの ※4	原則として学齢児以上	8年 159,200
自立生活支援用具	①下肢又は体幹機能障害(入浴時に介助を要するもの) ②難病患者等(※3)で入浴に介助を有し必要と認められるもの ※4	原則として3歳以上	8年 90,000
	①下肢又は体幹機能障害1、2級 ②難病患者等(※3)で常時介助を要し必要と認められるもの ※4	原則として学齢児以上	8年 9,850
	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害のもの 又は療育手帳A1、A2で癲癇の発作等により頻繁に転倒するもの		3年 ※1
	①平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害 ②難病患者等(※3)で下肢が不自由で必要と認められるもの ※4		4年 3,000
	①平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害 ②難病患者等(※3)で下肢が不自由で必要と認められるもの ※4		8年 60,000
	①上肢障害1、2級 ②療育手帳A1、A2で訓練を行っても自ら排便後の処理が困難なもの ③難病患者等(※3)で上肢機能に障がいがあり必要と認められるもの ※4	原則として学齢児以上	8年 151,200
	①障害等級1、2級又は療育手帳A1、A2のもの(火災発生の感知・避難が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯) ②火災発生の感知・避難が困難な難病患者等(※3)のみの世帯及びこれに準ずる世帯で必要と認められるもの ※4		8年 15,500
	①障害等級1、2級又は療育手帳A1、A2のもの(火災発生の感知・避難が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯) ②火災発生の感知・避難が困難な難病患者等(※3)のみの世帯及びこれに準ずる世帯で必要と認められるもの ※4		8年 28,700
	①視覚障害1、2級(視覚障害のみの世帯及びこれに準ずる世帯) ②療育手帳A1、A2	原則として18歳以上の者	6年 41,000
	視覚障害1、2級	原則として学齢児以上	10年 7,000
在宅療養等支援用具	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害1、2級(聴覚障害のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	10年 87,400
	透析液加温器	腎臓機能障害1、3級 (自己連続携行式腹膜灌流法による透析療法を行うもの)	原則として3歳以上 5年 51,500
	ネブライザー(吸入器)	①呼吸器機能障害1、3級 ②①と同程度の身体障害者であって必要と認められるもの ※4 ③難病患者等(※3)で呼吸器機能に障がいがあり必要と認められるもの ※4	原則として学齢児以上 5年 36,000
	電気式たん吸引器 (自動吸引システム含む)	①呼吸器機能障害1、3級 ②①と同程度の身体障害者であって必要と認められるもの ※4 ③難病患者等(※3)で呼吸器機能に障がいがあり必要と認められるもの ※4 ※自動吸引システムの場合、必ず意見書が必要	原則として学齢児以上 5年 56,400 (自動吸引システムの場合 120,000)
	動脈血中酸素飽和度測定器 (パレスオキシメーター) ※4	①呼吸器又は心臓機能障害1、3級 かつ人工呼吸器の装着が必要なもの、又は気管カニューレ等の装着を行っているもの、もしくは酸素吸入を行っているもので必要と認められるもの ※4 ②難病患者等(※3)で人工呼吸器の装着が必要なもの、又は気管カニューレ等の装着を行っているもの、もしくは酸素吸入を行っているもので必要と認められるもの ※4	5年 100,000
	酸素ボンベ運搬車	身体障害者手帳を所持しており、在宅酸素療法を行うもの	10年 17,000
	視覚障害者用体温計 (音声式)	視覚障害1、2級(視覚障害のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	原則として学齢児以上 5年 9,000
	視覚障害者用体重計	視覚障害1、2級(視覚障害のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	原則として学齢児以上 5年 18,000
	視覚障害者用血圧計	視覚障害1、2級	原則として18歳以上の者 5年 12,000
	カフ圧調整器	①身体障害者手帳を所持しており、気管カニューレを装着しているもので当該用具の装用効果があり、必要と認められるもの ※4 ②難病患者等(※3)で気管カニューレを装着しており、当該用具の装用効果があり、必要と認められるもの ※4	5年 98,000

種類	障害及び程度	耐用年数	基準額
情報意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置 ①音声機能又は言語機能障害者 ②肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有するもの	原則として学齢児以上	5年 98,800
	情報・通信支援用具 視覚又は上肢障害1、2級(周辺機器や支援ソフトを使用しなければ、パソコン等の利用が困難なもの)	原則として学齢児以上	5年 100,000
	点字ディスプレイ ①視覚障害1、2級 ②視覚障害及び聴覚障害の重複障害がある者で、視覚障害と聴覚障害で認定された障害等級が1、2級		6年 383,500
	点字器 視覚障害者		5年 10,400
	点字タイプライター 視覚障害1、2級(原則として就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれるもの)		5年 63,100
	視覚障害者用ポータブルレコーダー 視覚障害1、2級	原則として学齢児以上	6年 85,000
	視覚障害者用活字文書読み上げ装置 視覚障害者用読書器 視覚障害者用時計	原則として学齢児以上	6年 99,800
	視覚障害者用地デジ対応ラジオ 視覚障害1、2級	原則として学齢児以上	10年 13,300
	聴覚障害者用通信装置 聴覚障害者用情報受信装置	原則として学齢児以上	6年 29,000
	人工喉頭 喉頭摘出者であつて音声機能又は言語機能障害者		5年 71,000
	視覚障害者用ワードプロセッサー(共同利用) 点字図書	原則として学齢児以上	1,030,000
	人工内耳用体外機(スピーチプロセッサ) 人工内耳用電池		5年 1,000,000
	人工鼻(埋込型用人工鼻)	原則として学齢児以上	1月 2,000
	暗所視支援眼鏡※4 ①視覚障害がある者であつて、当該用具の装用効果があり必要と認められるもの※4 ②難病患者等(※3)であつて、当該用具の装用効果があり必要と認められるもの※4		1月 23,100
	ストーマ用装具(消化器系、尿路系、消化器系・尿路系)(洗腸用具を含む。) ぼうこう機能又は直腸機能もしくは小腸機能障害があり、ストーマ造設者(一時的な造設を除く。)		8年 395,000
	紙おむつ等※4(初回申請時のみ)	原則として3歳以上	1月～12月(1ヶ月づつの申請が可能)※2
	收尿器 下肢又は体幹機能障害があり、高度の排尿機能障害者		6ヶ月 8,500
改修住宅	居宅生活動作補助用具 P16参照		200,000

(単位 円)

※1 頭部保護帽

- A スポンジ及び革を主材料に製作 15,200
- B スポンジ、革、及びプラスチックを主材料に製作 36,750

※2 ストーマ用装具、紙おむつ等(1か月分)

- ◎消化器系 9,500
- ◎尿路系 12,500
- ◎消化器・尿路系 22,000
- ◎紙おむつ等 12,000

※3 難病患者等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条に規定する特殊の疾病に該当するもの

※4 意見書が必要